

第7条

【原案】

(市民参加)

第7条 略

2 略

3 略

4 議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる

【11月1日、修正】

4 議会は、地域に出向いて意見交換を行うものとする。

【提示案】

4 議会は、地域に出向くなどして、市民や団体等と意見交換を行うものとする。

※逐条解説

「出向いて」を「出向くなどして」に、「各種団体など市民」を「市民や団体等」に変更

旧第13条

【提示案】

旧 第13条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問を行う。次項において同じ。）に対して、市長等は誠実に答弁するものとする。

2 一般質問は一問一答の方式で行うことができる。

3 市長等は（一問一答の方式で行う）一般質問に対し、議長の許可を得て 反問 することができる。 趣旨確認

第22条

【提示案】

第9章 条例の検証見直し

(条例の検証見直し)

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを常に検証し、必要な措置を講じるものとするに応じて条例の必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

※逐条解説

「この条例が制定の目的に沿ったものになっているかどうかを議員の任期中に検証し、必要な措置を講じることを明記しました。」に変更